学校法人福岡工業大学
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　：　令和２年４月１日～令和７年３月31日

２．目標

区分①　女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

（１）教職員のハラスメントに関する理解を深めるための各種施策を講じる。
（数値目標：各種ハラスメント防止研修の受講率100%）

区分②　職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備

（２）教職員の有給休暇取得率を60%まで高める。

３．取組内容・時期

（１）教職員のハラスメントに関する理解を深めるための各種施策を講じる。

【取組内容】

令和３年４月～　　全教職員向けにハラスメントに関する講演会を実施する。
令和３年４月～　　全教職員向けにハラスメントに関する研修（e ラーニング）を実施する。
令和４年４月～　　各学科や事務組織内にハラスメント相談員を設置する。

（２）教職員の有給休暇取得率を60%まで高める。

【取組内容】

令和３年４月～　　教職員に対して有給取得推奨日（年間10日）を設定し、啓蒙活動を行う。
令和３年４月～　　期中の取得状況を各種会議体で開示し、取得促進の働きかけを行う。
令和４年４月～　　下期から学科内の会議体で、学科長から取得促進の働きかけを行ってもらう。